

## **[事案 2019-267] 新契約無効請求**

・令和2年7月19日 和解成立

### **<事案の概要>**

募集人の誤説明を理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成24年9月に募集代理店を通じて契約した終身保険2件について、募集人から学資保険のパンフレットを用いて説明をされたため、学資保険のつもりで加入したが、実際には終身保険であったことから、既払込保険料を返還してほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の申込書には、終身保険と明記されている。
- (2) 終身保険であることが記載された保険証券を送付している。
- (3) 契約内容のお知らせを毎年送付している。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 学資保険のニーズに対して、終身保険を販売することは認められるとしても、その場合には、それぞれ保険内容が異なるので、終身保険が学資目的になることについて丁寧に説明する必要があるが、申立人の理解からすると、募集人から丁寧な説明がなされたといえるか疑問が残る。
- (2) 意向確認書のニーズ欄には、「死亡した場合の遺族への保障」にのみチェックがなされており、学資保険のニーズである旨が記載されておらず、控えが申立人に交付されているが、そのことがトラブルを招いた一因になっている。